

## 6月は「心のきずなを深める月間」です



皆さんの周りには、いじめや仲間はずしはありませんか。  
「いじめをしている人を見て、注意をすると、自分がいじめや仲間はずしをされるから知らない振りをしておこう。」と、黙って見ている人も、いじめをしていることと同じこととなります。  
いじめや差別は、見ようとする心がなければ見えてきません。  
いじめられている人の立場に立って、少し勇気を出して「いじめをやめよう！仲間はずしをやめよう！」と言ってみませんか。  
いじめや仲間はずしは子ども達のことだけではなく、大人社会の中にもあります。  
みなさんの周りをよく見てください。そして、職場や地域の中でも話し合いをしてみませんか。  
暖かい輪をつなぎ、人と人との「心のきずな」を深めていくことで、いじめが起こらない、心の居場所となる学校、家庭、地域をつくっていきましょう。

### いじめ・不登校問題などの相談窓口の紹介

相談機関名	相談時間等	電話番号
24時間子どもSOSダイヤル	24時間	0120-0-78310 ※ IP 電話からはつながりません
熊本県教育庁 学校安全・安心推進課	平日 8:30～17:15	096-333-2720 FAX 096-385-5558
熊本いのちの電話	年中無休 24時間	096-353-4343
	毎月10日午前8時～翌日午前8時 毎日午後4時～午後9時	0120-783-556 ※ IP 電話からはつながりません

問合せ 学校教育課 ☎ 72-0443

## 高齢者の運転免許証自主返納を支援します！

町では、高齢者の運転免許証自主返納を支援しています。  
近年、高齢ドライバーが加害者となる交通事故が増加しています。この機会に運転免許証の自主返納について、考えてみてはいかがでしょうか。

### 対象者

70歳以上の山都町民で、有効期限内の免許証を自主返納（全部返納）された方  
※有効期限切れにご注意ください。

### 支援内容

次のいずれかを1回限り交付  
①山都ふれあいバスの1年間無料乗車券  
②タクシー利用券24,000円分  
(町内事業者でのみ利用可)  
(有効期間：交付日から1年間)

### 【申請について】

免許証を返納する際に、山都警察署で申請できます。後日申請される場合は、返納後1年以内に役場企画政策課・各支所地域振興係までお越しください。

### 【申請に必要な物】

- ・運転免許証の取消通知書（警察署で発行されます）  
(紛失された場合はご相談ください)
- ・保険証等の本人確認ができる書類



問合せ 企画政策課 ☎ 72-1214

## 山都町農業後継者就農交付金を交付します



町では、農業後継者が親元で就農する場合、または新規参入者が新たに農業経営を開始する場合、就農時1回に限り50万円（夫婦及び兄弟で就農の場合は70万円）を交付します。

### 対象者

- ・山都町に住民票があること
- ・就農日における年齢が45歳未満であること
- ・農業後継者（継承予定者）または農業経営者
- ・令和2年4月以降に就農した者
- ・国が行う『農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び新規就農者育成総合対策（開始資金）』の未交付者

### 交付要件

- ・認定新規就農者または認定農業者（共同申請を含む）であること  
※認定農業者（共同申請）をする場合  
家族農業経営に携わる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める「家族経営協定」に基づき、認定農業者の申請を経営のパートナーとして共同で行うこと。
- ・税申告が青色申告の経営体であること
- ・町税等の滞納がない経営体であること
- ・交付後、3年度間は農業に従事すること

### 交付額

- ・就農時1回に限り50万円を一括交付
- ・夫婦や兄弟で就農の場合は70万円を一括交付  
※1経営体あたりの上限は70万円

申込期限 7月21日

問合せ 農林振興課 ☎ 72-1136



## 「おいしく食べる力」を保つため歯とお口の健診を受けましょう！

固いものがかめない、飲み込みが悪い、むせる…などの症状はありませんか？ささいなお口のトラブルをそのままにしておくと、全身の病気にかかりやすくなるおそれがあります。後期高齢者の歯科口腔健診では、「歯」（入れ歯などの義歯も含む）だけでなく、「お口の機能」（口の衛生状況、粘膜の異常、舌の動きや飲み込む力など）もチェックしますので、総入れ歯の方も受診することが大切です。

毎年1回歯科口腔健診を受けて、高齢期に注意したいお口の機能低下を早期に発見・予防しましょう！

### 対象者

後期高齢者医療被保険者（65歳以上の障がい認定の方を含む。※R5.3.31現在）  
※介護保険施設や特別養護老人ホーム等への入所・入居、長期入院中の方は対象外となります。

### 健診期間

6月から12月31日までの間に1回

### 個人負担費用

400円（受診する健診機関の窓口でお支払いください）  
※健診の結果、治療やより詳しい検査が必要となった場合は別料金になります。  
歯科医から説明を聞いた後、ご本人が納得のうえで受けてください。

### 医療機関

町内の全歯科医院及び指定健診機関での受診となります。  
また、高森町の片山歯科医院・みもり歯科医院でも受診が可能です。  
※詳しくは対象者に送付します「受診券」の裏面をご確認ください。

### 予約

受診を希望される歯科医院に事前予約が必要です。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295

